

○帳簿の備え付け（事業者）に係る三段対照

法律	施行令	施行規則				
<p>(事業者の処理) 第十二条 第一項～第十二項 (略)</p> <p>13 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(一般廃棄物処理業) 第七条 第一項～第十四項 (略)</p> <p>15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> </div>	<p>(帳簿を備えることを要する事業者) 第六条の四 法第十二条第十三項 に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。</p> <p>一 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）</p>	<p>(事業者の帳簿記載事項等) 第八条の五 法第十二条第十三項 において準用する法第七条第十五項 の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第六条の四第一号 に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。</p> <p>イ 処分年月日 ロ 処分方法ごとの処分量 ハ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1261 775 2051 1070"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 775 1330 922">運搬</td> <td data-bbox="1330 775 2051 922">1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 922 1330 1070">処分</td> <td data-bbox="1330 922 2051 1070">1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</p> <p>2 <u>第二条の五第二項</u>の規定は、前項の帳簿について準用する。</p> <p>3 <u>第二条の五第三項</u>の規定は、法第十二条第十三項 において準用する法第七条第十六項 の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等) 第二条の五 第一項 (略)</p> </div>	運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量					
処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量					

		<p>2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。
--	--	---